

確定申告および市民税・都民税の申告会場

Table with 3 columns: 会場 (Venue), 日程 (Schedule), 受付時間 (Reception Hours). Rows include 東部地域センター, 南部地域センター, 竹丘地域市民センター, etc.

※夜間申告窓口・休日申告窓口では、電話相談および証明書などの発行は行っていません。
※市役所・各会議室で受け付けている確定申告書は、「提出のみの方」に限らせていただきます

東村山税務署からの お知らせ

東村山税務署での28年分申告書の作成、提出、相談、納付期間
28年分の所得税・復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(木)～3月15日(水)です。

○駐車場は使用できません。
○土曜・日曜日は閉庁日ですが、2月19日(日)・26日(日)に限り、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。
○詳しくは東村山税務署 042-394-6811へ。

○消費税・地方消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。
○贈与税の申告と納税は、2月1日(水)～3月15日(水)です。
○申告書作成会場は2月10日(金)に開設します。開場初日と最終日は混雑するため、なるべく、それ以外の日にお越しください。

○申告書作成会場は2月10日(金)に開設します。開場初日と最終日は混雑するため、なるべく、それ以外の日にお越しください。
○詳しくは東村山税務署 042-394-6811へ。

午前9時～午後8時に利用可へ。
作成した確定申告書は、印刷して郵便などによる送付「e-Tax」による送信で税務署に提出することができます。

※住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続き「e-Tax」で利用できます。

無料申告相談
東京税理士会東村山支部所属の税理士による無料申告相談です。
【日時】2月7日(火)～10日(金)のいずれも午前9時半～午後3時半
【会場】市役所7階701会議室

【対象】小規模納税者の所得復興特別所得税・個人消費税込受給者・給与所得者の所得復興特別所得税の申告(土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合を除く)
【注意】所得金額が高額な場合、相談内容が複雑な場合は、税務署をご利用ください。

この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。また、所得税の申告が必要ない場合でも、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。
父母などから財産の贈与を受けた方の申告
父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた方(贈与を受けた年の1月1日現在、20歳以上の方に限ります)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算します。

復興特別所得税の計算をお忘れなく
25年～49年の各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています(還付申告でも必要です)。
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じた金額です。また、25年1月1日～49年12月31日の間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

市民税・都民税
申告と相談は課税課市民税係
(市役所2階) ☎470-7777
(内線2333-2337)へ
申告が必要な方
(1) 29年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
②28年中に退職し、29年1月1日現在就職していない方に事務所や事業所、家屋敷を有する方

「国外財産調書」を、所得税・復興特別所得税の確定申告書に提出しなければならぬ方
28年分の総所得金額・山林所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産、またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を、いずれも3月15日(水)までに、提出してください。

2年前納が現金・クレジット納付でも可能になります
国民年金には、保険料を2年前払いすると大きな割引があります。現在という制度があります。現在支払方法は口座振替のみとなっていますが、4月から現金納付やクレジットカード納付も可能になります。
年金機構は、10月末に発送を始めた28年分の国民年金保険料控除証明書(裏面

「国外財産調書」を、所得税・復興特別所得税の確定申告書に提出しなければならぬ方
28年分の総所得金額・山林所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産、またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を、いずれも3月15日(水)までに、提出してください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です
なりすまし防止のため、申告書や申請書などには「マイナンバー(個人番号)の記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要です。本人確認は次の①②いずれかの提示または写しの添付が必要です。
①マイナンバー(個人番号)カード②「番号確認書類」と「身元確認書類」

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(28年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください(同居者の税法上の扶養になつていない場合は除く)。
※市民税・都民税の申告書は、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料となります。

市民税・都民税の申告書が届かない方
申告書は昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係へご連絡ください。
なお、申告書などは、上の原簿が丘・滝山の各連絡所

市民税・都民税
申告に必要なもの
申告書▼源泉徴収票収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料生命保険料地震保険料医療費寄附金控除などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税(後期高齢者医療制度の保険料介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など)▼認め印
※今回の申告から、番号確認書類(通知番号カードなど)および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)

国民年金
2年前納が現金・クレジット納付でも可能になります
国民年金には、保険料を2年前払いすると大きな割引があります。現在という制度があります。現在支払方法は口座振替のみとなっていますが、4月から現金納付やクレジットカード納付も可能になります。
年金機構は、10月末に発送を始めた28年分の国民年金保険料控除証明書(裏面

「国外財産調書」を、所得税・復興特別所得税の確定申告書に提出しなければならぬ方
28年分の総所得金額・山林所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ28年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産、またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を、いずれも3月15日(水)までに、提出してください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です
なりすまし防止のため、申告書や申請書などには「マイナンバー(個人番号)の記載」と「本人確認(番号確認と身元確認)」が必要です。本人確認は次の①②いずれかの提示または写しの添付が必要です。
①マイナンバー(個人番号)カード②「番号確認書類」と「身元確認書類」

前年中に収入のなかった方も申告を
前年(28年)中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください(同居者の税法上の扶養になつていない場合は除く)。
※市民税・都民税の申告書は、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料となります。

市民税・都民税
申告に必要なもの
申告書▼源泉徴収票収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料生命保険料地震保険料医療費寄附金控除などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税(後期高齢者医療制度の保険料介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など)▼認め印
※今回の申告から、番号確認書類(通知番号カードなど)および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)

市民税・都民税
申告に必要なもの
申告書▼源泉徴収票収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料生命保険料地震保険料医療費寄附金控除などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税(後期高齢者医療制度の保険料介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など)▼認め印
※今回の申告から、番号確認書類(通知番号カードなど)および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)

市民税・都民税
申告に必要なもの
申告書▼源泉徴収票収入証明書など、前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料生命保険料地震保険料医療費寄附金控除などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税(後期高齢者医療制度の保険料介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など)▼認め印
※今回の申告から、番号確認書類(通知番号カードなど)および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)